

鯖江市住宅および事業所用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における防犯カメラの設置を後押しし、安全安心なまちづくりを推進するため、鯖江市住宅および事業所用防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪の発生を抑制するため、住宅および事業所の敷地内を撮影するために撮影範囲を自己の所有する家屋、資産等必要最小限にして設置した撮影装置で、撮影した画像を記録する装置または機能を有したものという。ただし、被写体を自動追尾する機能を有したもの、遠隔操作にて角度調整が可能なものおよび録画機能付きのドアホンを除く。
- (2) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像を保存したものという。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に住所を有し、自ら居住するために用いる市内の住宅（事業所、店舗の機能を兼ねる家屋を含む。ただし、共同住宅および過去に補助金を受けて防犯カメラを設置した住宅を除く。）に居住する世帯主
 - イ 市内に店舗もしくは事業所（共同住宅を除く。以下「事業所等」という。）を有している個人事業者または法人
- (2) 補助を受けようとする者が住宅および事業所等が使用する建物の所有者でない場合は、所有者の同意を得ている者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 前条第1号アに規定する者が自ら居住するために用いる市内の住宅またはその附属物に防犯カメラを設置する事業
 - (2) 前条第1号イに規定する者が市内に有している事業所等に防犯カメラを設置する事業
- (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は防犯カメラを設置するための次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費（画像データを保存および閲覧するためのスマートフォン、タブレット等の購入費ならびに中古品の防犯カメラの購入費は除く。）
 - (2) 防犯カメラおよび防犯カメラ用ケーブルの設置工事費（既存設備の修繕、撤去および移設に要する費用は除く。）
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 補助金の交付を受けることのできる防犯カメラの台数は、1台とする。

(設置要件)

第7条 防犯カメラを設置するときは、外部から見えやすい位置に、防犯カメラの設置を明示する表示板（以下「表示板」という。）を設置しなければならない。ただし、表示板を市指定のステッカーで代用することができる。

2 表示板は、一边が5センチメートル以上、他の一边が10センチメートル以上の大きさの長方形とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、第5号については、申請者が所有者または所有者と同一世帯員である場合は不要とする。

- (1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類
- (2) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (3) 防犯カメラおよび表示板の設置場所の現況写真および見取図
- (4) 承諾書および誓約書（様式第1号または様式第2号）

- (5) 防犯カメラの設置に係る建物所有者の同意書（様式第3号）
- (6) 申請者名義の通帳（申請者が法人の場合は、法人名義または代表者名義の通帳）の見開きの写し
- (7) 次の場合に応じてそれぞれ規定する書類
 - ア 世帯主の場合 申請者の運転免許証またはマイナンバーカードその他の確認書類の写し
 - イ 個人事業者の場合 開業届の写し
 - ウ 法人の場合 定款の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(実績報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、防犯カメラの設置が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入および設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラおよび表示板の現況写真および見取図
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
(書類の整備)

第10条 補助金交付者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、本事業に関する書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理および処分)

第11条 補助金交付者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産は、設置した日から起算して5年間は撤去、移設または撮影範囲の変更をしてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

承諾書および誓約書（世帯主用）

鯖江市住宅および事業所用防犯カメラ設置事業の実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公簿により鯖江市が市税の滞納状況等の情報を確認することを承諾します。
- 2 防犯カメラは自らまたは同一世帯員が所有する住宅に設置することまたは住宅の所有者の同意を得て設置することを確約します。
- 3 不必要な画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限に定めて設置します。
- 4 画像データは外部に流出することがないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像データの不必要な複製や加工は行いません。
- 5 画像データおよび画像データから知り得た情報は、犯罪抑止以外でこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害いたしません。また、次に掲げる場合を除き、第三者への開示または提供を行いません。
 - (1) 裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）その他法令に基づく照会があった場合
 - (2) 事件発生直後における緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時の被害状況を情報提供する場合
- 6 防犯カメラの設置および運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応します。
- 7 前号の場合を除き、設置した日から起算して5年間は防犯カメラの撤去、移設または撮影範囲の変更を行いません。なお、移設等を行う場合、市と協議をいたします。
- 8 防犯カメラを撤去するまでは、防犯カメラの設置を明示する表示板の撤去または移設を行いません。
- 9 私は、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員、それらの利益となる活動を行う者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 10 前各号を遵守できないときは、市から受ける補助金を全額返納いたします。

年　月　日

鯖江市長 殿

住 所

氏 名

（署名または記名押印）

承諾書および誓約書（個人事業者・法人用）

鯖江市住宅および事業所用防犯カメラ設置事業の実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公簿により鯖江市が市税の滞納状況等の情報を確認することを承諾します。
- 2 防犯カメラは自らが所有する事業所等に設置することまたは建物の所有者の同意を得て設置することを確約します。
- 3 不必要な画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限に定めて設置します。
- 4 画像データは外部に流出することがないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像データの不必要な複製や加工は行いません。
- 5 画像データおよび画像データから知り得た情報は、犯罪抑止以外でこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害いたしません。また、次に掲げる場合を除き、第三者への開示または提供を行いません。
 - (1) 裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）その他法令に基づく照会があった場合
 - (2) 事件発生直後における緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時の被害状況を情報提供する場合
- 6 防犯カメラの設置および運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応します。
- 7 前号の場合を除き、設置した日から起算して5年間は防犯カメラの撤去、移設または撮影範囲の変更を行いません。なお、移設等を行う場合、市と協議をいたします。
- 8 防犯カメラを撤去するまでは、防犯カメラの設置を明示する表示板の撤去または移設を行いません。
- 9 私は、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員、それらの利益となる活動を行う者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 10 前各号を遵守できないときは、市から受ける補助金を全額返納いたします。

年　月　日

鯖江市長 殿

住 所

氏 名

（署名または記名押印）

様式第3号

年 月 日

鯖江市長 殿

防犯カメラの設置に係る建物所有者の同意書

私は、鯖江市住宅および事業所用防犯カメラ設置事業補助金を用いて、

所有する鯖江市

の建物において、申請者が防犯カメラを設置することに同意します。

住所

氏名

印

※所有者が複数名の共有の場合には、全ての共有者の同意が必要です。

※それぞれ署名または記名押印（所有者が法人の場合は押印必須）をお願いします。